(令和3年7月30日以降) 参考書式

高度専門職ポイント計算表(高度専門職第1号ロ・高度専門職第2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第2号の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準				チェック	点数	疎明 資料	
	博士学位(専門職学位を除く)				30	1		
学歴	経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を保有						25	
	修士又は専門職学位						20	
	大卒又はこれと同等以上の教育(博士,修士を除く)					10		
(注1)	複数の分野における2以上の博士若しくは修士の学位又は専門職学位(注2)					5		
(/11)	(注1)最終学歴が対象となります(例えば、博士と修士の両方の学位を有している場合 (注2)学位の組み合わせを問わず、専攻が異なることが分かる資料(学位記又は学位できない場合は、成績証明書)を提出して下さい。							
	従事しようとする業務に係る実務経験						ı	
	10年以上					20	2	
職歴	7年以上10年未満					15		
	5年以上7年未満					10		
	3年以上5年未満					5		
	30歳未満	30~34歳	35~39歳	40歳以上			3	
	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上		40		
	900 ~ 1,000万円	900 ~ 1,000万円	900 ~ 1,000万円	900 ~ 1,000万円		35		
	800 ~ 900万円	800 ~ 900万円	800 ~ 900万円	800 ~ 900万円		30		
年収	700 ~ 800万円	700 ~ 800万円		_		25		
(注)	600 ~ 700万円	600 ~ 700万円	600 ~ 700万円	_		20		
	500 ~ 600万円	500 ~ 600万円	_	_		15		
	400 ~ 500万円	_	_	_		10		
	(注)年収が300万円	大国人と	しては					
	認められません。							
年齢	申請の時点の年齢							
	30歳未満					15		
	30~34歳					10		
	35~39歳					5		
	発明者として特許を受けた発明が1件以上				15	4		
研究	外国政府から補助金,競争的資金等を受けた研究に3回以上従事						5	
実績	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上 ※責任著者であるものに限る						6	
	その他法務大臣が認める研究実績						7	
資格	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資格)を保有,又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有			O _{保有}	5	8		
				ク 複数 保有	10			
特別加算	契約機関							
	I イノベーション促進支援措置を受けている					10	9	
	Ⅱ Ⅰに該当する企業であって、中小企業基本法に規定する中小企業者				10	10		
	Ⅲ 国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業の対象企業として 支援を受けている				10	11)		

	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、試験研究費及び開発費の合								
	計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除 した金額(売上高)の3%超 <u>試験研究費等</u> 円 = % 売上高 円		5	10 12					
	従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを保有		5	(13)					
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了		10	14)					
	日本語能力								
	I 日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本語能力試験N1合格相当		15	15					
	Ⅱ 日本語能力試験N2合格相当 ※⑭(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)及び I に該当する者を除く		10						
	各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事		10	16					
	以下のいずれかの大学を卒業(注)								
特別 加算 (続き)	 I 以下のランキング2つ以上において300位以内の外国の大学又はいずれかにランクづけされている本邦の大学 □ QS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス 位 (クアクアレリ・シモンズ社(英国)) □ THE・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス 位 (タイムズ社(英国)) □ アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ 位 I 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型及びグローバル化牽引型)において、補助金の交付を受けている大学 		10	1					
	Ⅲ 外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学								
	(注)個(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することが認められています。								
	外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修を修 了したこと (注)		5	18					
	(注)・イノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修であって、研修期間が1年以上のものを修了した者が対象となります。なお、JICAの研修修了証明書を提出した場合、学歴及び職歴等を証明する資料は、原則として提出する必要はありませんが、②(職歴)のポイントを加算する場合には、別途疎明資料が必要です。 ・本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修に参加した場合、④(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することは認められません。								
	投資運用業等に係る業務に従事		10	21)					
		合計							
*	永住許可申請時のみ,該当部分にチェックして下さい。 このポイント計算表は, 口 今回の申請時のポイントです。 口 今回の申請から1年前のポイントです。 口 今回の申請から3年前のポイントです。								
	記載内容は事実と相違ありません。 【は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名/	作成年月	日						
睪夕	作成年月日 年		B	В					